

公共交通に係る共同経営スキームの検討業務 受託候補者特定基準

評価項目	提案内容の評価基準	配点
1 実施方針等		55
(1) 業務の実施方針	本業務の趣旨を的確に理解し、基本仕様書で定めた業務内容を十分理解したものであるか。	10
(2) 業務の具体的な実施手順とその考え方	基本仕様書に記載の以下の項目について、実施手順と考え方について明確に示されているか。また、その内容は適切かつ効果的なものか。なお、いずれかの項目に記載が無い場合は、本項目の評価を0点とする。 ア 現状の把握及び基礎情報の整理 イ 共同経営スキームのケーススタディーや法的整理	40
(3) 作業計画	作業計画が、業務内容に対して、妥当かつ現実的であるか。	5
2 実施体制等		25
(1) 実施体制	業務内容に対して、適切な人員が確保されているか、役割分担が明確かつ適切であるか、発注者の要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。	10
(2) 類似業務の実績	本業務と類似する業務の実績を有し、業務遂行に当たり有益な知見を有していると認められるか（提出できる類似業務の実績は最大4件とし、5件以上提出した場合は、本項目の評価を0点とする。）。 [類似業務] ア 「地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律」や同法に規定する共同経営計画に関する業務（ただし、銀行業に関する業務は評価の対象としない。）（2点） イ 乗合バス事業の需要予測や路線再編に係るシミュレーション、事業構造や経営状況の分析等に関する業務（1点） いずれも、平成23年4月1日以降に元請として完成・引渡しが完了したものに限り、る。	5
(3) 実施能力	組織として実施内容に関する幅広い知見、情報収集能力を有しているか、円滑に業務を遂行するためのバックアップ体制、管理体制が示されているか。	10
3 従事予定者の経験等		10
(1) 類似業務の実績	本業務と類似する業務の実績を有し、業務遂行に当たり有益な知見を有していると認められるか（提出できる類似業務の実績は最大4件とし、5件以上提出した場合は、本項目の評価を0点とする。なお、従事予定者の数に制限はないが、同一業務は1件としてカウントし、重複して評価しない。）。 [類似業務] ア 地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律や同法に規定する共同経営計画に関する業務（ただし、銀行業に関する業務の実績は除く。）（2点） イ 乗合バスの需要予測や路線再編に係るシミュレーション、乗合バスの事業構造や経営状況の分析等に関する業務（1点） いずれも、平成23年4月1日以降に元請として完成・引渡しが完了したものに限り、る。	5
(2) 保有資格等	従事予定者が業務内容に有益な資格を有しているかを評価する。なお、同一の従事予定者が複数の資格を持つ場合は、最も優位な資格を評価する。 ア 公認会計士（2点） イ 技術士（建設部門：都市及び地方計画）（2点） ウ RCCM（都市及び地方計画部門）（1点）	5
4 その他		10
(1)業務経費の縮減	提案額が上限額をどの程度下回っているか。	5
(2)アピールポイント	業務内容に有益なアピールポイントがあるか。	5
合 計		100